

極秘

アジア局長
宗山 審議官
総務参事官
ト部参事官
北東アジア課長
フロイ=津田

経済協力部長
参事官
経済協力課長
政策課長

対韓経済協力実施上の問題点について

昭36.11.27

経済協力部政策課

現在考えられている対韓経済協力の構想は、総額
150百万ドル程度（初年度 50百万ドル程度）の長期・低利の
借款供与であるが、本件実施に伴う問題点は以下の
とおりである。

1. 直接借款の適否

現在の韓国は、対外支払能力が極めて低い（1960

経協部
昭36.11.28
経協政

回覧番号
経協政 0737

中津局
昭36.12.8
局長附

年における輸出 33 百万ドルに対し、輸入及び貿易外支払

は 34.2 百万ドルに達しており、この差額の大部分の 27.6 百万

ドルは外部からの無償援助によって埋められた。この

状態は当然の間改善される見込みがないので、本件は

経済協力及び真の韓国の経済再建に貢献するたため、本相

当長期の措置期間に伴って緩和された条件の借款に

対してはならぬので、むしろ観光及び民間ベースの延滞

信用供与よりも、政府ベース（具体的に外債銀または基金）

の直接借款が望ましい。（今後、年間 50 百万ドル

から 3 年間で取り、頭金 10%、10 年均等償還、利率 6%

の信用供与を行なう場合、頭金と元利返済の支払總

額は、沖 3 年度に 1 年間で 20 百万ドル以上を達する。）

2. 借款供与料償

前項の判断に基づき、対韓経済協力の直接借款で行なうこととした場合、借款供与料償として ~~輸出入銀行~~ ~~海外経済協力基金~~ の双方が考えられるが、以下の理由により、本件借款

は ~~基金~~ で行なうしめると望ましくない。

即ち、本件借款供与を ~~輸銀~~ 自体として、特設法律上の障害はなく、最近の対印借款並（5年振置、以後10年払、利率6%）以上の借款の返済条件の緩和がなされたこと、現行輸銀法及び同業務方法書の範囲で充分可能である。

しかし、金融ベースから見た場合、韓国政府の対外信用（このため credit worthiness）が極めて低いこと、~~輸銀~~ が韓国

長期借款の供与するところについては、~~無~~銀内部において難

色を未だ可能性がある。しかし、~~基金~~は、金融ベースの策

り得るものは、~~無~~銀金融の差収、金融ベースの策をたてること、

政府の政策上、その制約を乗り越えて各種協力を実施するに

必要と認められる案件に対する金融の行なうところのその本来

の業務となるものであるから、本件借款のふりかたは、未だ~~基金~~

がその供与材料となるところに不適當な案件と考えられる。

3. ~~基金~~借款の場合の問題点

(1) ~~基金~~の残費は、現在約29百万ドルであり、明年度予算

要求額(200億円)に依り全面的に認められる場合でも、

その規模は85百万ドル程度を過ぎず、本件借款を行

なり不充分ではないので、~~基金~~の大増資を目的とするための

予算措置（基金の増資は、従来一般会計からの出費とりの

建利益から成り、借入は法律上出来ないので）が必要である。

~~基金の増資の必要の説明を一般会計からの支出で行う。~~

~~（これは、後述のとおり、借入自体は一般会計の承認を~~

~~要するということの意味ではない。）~~

（2）現在関係省間において、~~基金~~は原則として、直接借款

は行ないたいとの文書による了解（外務・大蔵・通産・逓信

事務改良見書）が存在するので、これに修正を加えず

として本件は、2の例外と見做すことと確認する必要がある

。（なお、外務・通産両省においては、これらにより、2の

原則の撤廃を望まないとしているが、現在そのとおり、

適当な機会がなく、正式に関係省庁の協議を行ったり

していったら、)

4. 国会承認の要件

(1) 財政法の原則の厳格な解釈をすれば、次年度以

降の予算に多少の影響を及ぼすか、あるいは当該年度

内においても、補正予算の不可避なり(特に 対外約束の政府

が行政制限で行ったり)とは出来ず、国会の承認によ

りては、政府が対外的な借款供与のコミットメント不可能

なのは、既にアジエラブルな資金の範囲内に止まる。(既に

アジエラブルな資金の範囲内とは、具体的には ~~輸出~~ の場合

は、自己資金と法律で認められているその他の借入金
の中より既往の融資承認に伴う貸出と新規のメンバーズ
の融資のための reasonable 1st allowance を差し引いた残
額、基金の場合も同様に、その貸本金より既往のコミット分
と新規の他の案件のための投融資用の allowance を差し引い
た額と考えられる。) (又し、上記の解釈に基づいては、妻
~~親~~基金の資金が非常に余裕がある場合以外は、多少
の金額の大きい直接借款はすべて基金の承認を要する
ことになり、至極協力の弾力的実施が不可能となる。

(四) 従って、今日の如く、~~親~~基金の資金量増大のため、
年々相当額の予算措置が構じられるのが通例となつて来

大場合においては、対外約束の範囲は上記のとおり既に

十分な資金を、次年度以降において毎年当然予算

措置を期待して差し支えないと存せられたと認めらるる

ものと解すべきである。又、この解釈を立てば、本件借

款も、実際問題として、3.(1)に述べたように予算措置

を必要としたが、理論的には、^(本件自体の) 公債の承認を必要とせ

ず、~~毎~~対韓返済協力の爲め、基金に対する資金需要が

全般的に増大したためであるとの~~毎~~増資を必要

とした理由で、各年度毎に予算措置を要求して行け

ばよいこととなる。(因に~~輸銀~~の対印・バ借款も、実際

問題としては、明年度の輸銀の増資要求の一因となつ

いすか、それだからと、7 対印、は借款自体について社会
の承認を求めたことにはしてない。）

5. 借款の対象プロジェクト

本件借款が、韓国の経済再建のため有効に使用さ
れるためには、借款の用途については韓玉側^{全面的に}に決定権を有
するにすぎない。対象プロジェクトについて、充分日韓双方が協
議の上決定する政策の構じることと望まれない。(2の
英、在銀のスクリーニングを至大綿密な調査計画に有するインド
パキスタンに対する包括的な借款供与の場合と根本的に事情
が異なり、韓国の場合は、借款が効率的に利用されるに
よるに強いに留意する要がある。)

6. 対韓 コントロール

対印・対パ コントロール (英国借款団) の至極大に、特定の

国に對して、先達諸国の援助を、主として効果的に行ふため

手段として、この コントロール方式は、今後広く採用される傾向

にある。現下在銀は、中南米・中近東・アフリカの幾つもの国

々ための コントロール 締成の動きを見せており、DAC におい

ても類似の動きがある。わが国としては、この コントロール

への参加を要請された場合、何々のペースに依り、その

以外に判断し、態度を決めようとする。中

南米等に対し、わが国が特に関心を有するアジア地域

への参加については、適宜と判断された場合は、積極的

2. コンテンツの提案が行ない、他の関心を有する諸国を
動員して協同援助を促すことが得策であり、韓国は
不十分な援助が可能なため、扶望をしいア
ンチの減少を望むべきである。 韓国は、韓国
の参加の可能性のあることを、来月以外の西独、伊
タリヤ等と比べ、特に西独は、去る6月末日に同国
と協定を結ぶこととなり、この際、西独協力課長
に対し、アフリカ地域におけるコンテンツの編成につき日本側
より十分な援助を促すことが、大に歓迎される旨を非公式に述べ
た至事があり、参加の可能性が充分あると見られる。